

平成28年  
1月から

# 社会保障・ 税番号(マイナンバー)制度が はじまります

中建国保の手続きも  
変わります!

それに先立ち、お住まいの市町村から、平成27年10月より『一人ひとりに固有の個人番号(マイナンバー)』が通知されます。平成28年1月からは、希望により個人番号カードの交付がはじまります。

制度がはじまると、国民健康保険の手続きでも個人番号を記入していただくことになります。



●通知カードのイメージ(市町村から送付されます)

個人番号 ○○○…○○○

年金、税金、雇用保険等の  
手続きでも必要になります

個人番号カード、または  
通知カードは大切に保管  
しておいてください。

生年月日 ○年□月△日

性別 女

氏名 番号花子

住所 △県○市□町 1-1-1

1

## 平成28年1月からの中建国保の手続き

資格の取得・喪失等の届出や、現金給付などの申請書に個人番号を記入する欄が設けられます。(厚生労働省省令(案)改正にもとづく)

また、手続きのときは個人番号を確認する個人番号カード、または通知カードと身分証明証などの提示をお願いすることになります。

2

## 番号制度のくわしい内容については

社会保障・税番号制度(内閣官房)のホームページをご覧ください。

ホームページにあるFAQ(よくある質問)もご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>